4







平成17年10月25日(火) 号外 第 101号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目次

規則

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する (情報政策課) 条例施行規則

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則 (農業経営課) 5

島根県立農業大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則 (") 10

島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 (漁港漁場整備課) 10

教委規則

島根県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通 (教育庁総務課) 10 信の技術の利用に関する規則

公布された条例等のあらまし

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(規則第113号)

- 1 規則の概要
 - (1) 電磁的記録による保存の適用範囲(第3条・別表第1関係) 民間事業者等が、書面の保存に代えて電磁的記録による保存を行うことができる保存を指定することとした。
 - (2) 電磁的記録による保存の方法(第4条関係)
 - ア 電磁的記録の保存を行う場合は、作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法、若しくは書面に記載されている事項をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法で行わなければならないこととした。
 - イ 電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直 ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を 講じなければならないこととした。
 - (3) 電磁的記録による作成の適用範囲(第5条・別表第2関係) 民間事業者等が、書面の作成に代えて電磁的記録による作成を行うことができる作成を指定することと した。
 - (4) 電磁的記録による作成の方法(第6条・第7条関係)
 - ア 民間事業者等が、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等 の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法 により作成を行わなければならないこととした。
 - イ 氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とすることとした。
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則(規則第114号)

- 1 規則の概要
- (1) 電磁的記録による保存、作成及び縦覧等の方法を定めることとした。(第16条 第18条関係)
- (2) 電磁的記録の保存を行う場合は、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならないこととした。(第16条関係)
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則(規則第115号)

- 1 規則の概要
- (1) 養成部門の編成を改正することとした。(第2条・様式第1号・様式第7号関係)
- (2) 寄宿舎使用料徴収に伴い、減免の制度を設けることとした。(第20条 第24条・様式第8号 様式第10号関係)
- (3) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県立農業大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則(規則第116号)

- 1 規則の概要
- (1) 養成部門の編成の改正に伴い、様式を整備することとした。(様式第1号関係)
- (2) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則(規則第117号)

1 規則の概要

国際航海に従事する船舟の入出港届の様式を農林水産省令で定める様式とすることとした。(第9条関係)

2 施行期日

平成17年11月1日から施行することとした。

規	則

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。 平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第113号

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 アミン

第1条 この規則は、島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年島根県条例第64号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(保存の適用範囲)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

- 第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
 - (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ (これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 民間事業者等が、前項第1号又は第2号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。

(作成の適用範囲)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第6条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定に基づき、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 条例第4条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)とする。

RH BII

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

条 例 等	規定
知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和40年島根県規則第	第14条第1項各号
51号)	
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成3年島根	第14条各号
県規則第41号)	
島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)	第35条第1項
島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)	第100条
島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)	第19条第1項
島根県公害防止条例施行規則(昭和46年島根県規則第66号)	第6条の3第2項第2号及び
	第10条第2項第2号
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年島根県条例第39号)	第12条
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和61年島根県規則第7	第12条第 3 項
묵)	
知的障害者福祉法施行細則(昭和38年島根県規則第2号)	第2条第2項各号
身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)	第19条各号
食品衛生法施行条例(平成11年島根県条例第51号)	別表第1の第1の1の(1)のサ
	及び(3)のイ、2の(1)のイ、(3)

	のア及び(5)のウの(ウ)並びに 3
	の(5)のイ、(6)のア、(7)のア、
	(11)、(20)のウ及び(21)のア並びに
	第 2
化製場等に関する法律施行条例(昭和59年島根県条例第26号)	第7条各項
旅館業法施行細則(昭和46年島根県規則第5号)	第5条
島根県肉用雌牛貸付事業実施規則(昭和42年島根県規則第11号)	第10条第2項
島根県収入証紙条例施行規則(昭和39年島根県規則第58号)	第11条第2号

別表第2(第5条関係)

条 例 等	規定
島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)	第35条第1項
島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)	第100条
島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)	第19条第1項
島根県公害防止条例(昭和45年島根県条例第34号)	第18条及び第25条
島根県公害防止条例施行規則(昭和46年島根県規則第66号)	第6条の3第2項第2号及び
	第10条第2項第2号
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年島根県条例第39号)	第12条
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和61年島根県規則第7	第12条第2項
号)	
知的障害者福祉法施行細則(昭和38年島根県規則第2号)	第2条第2項各号
身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)	第19条各号
食品衛生法施行条例(平成11年島根県条例第51号)	別表第1の第1の2の(5)のウ
	の(ウ)
化製場等に関する法律施行条例(昭和59年島根県条例第26号)	第7条各項
島根県肉用雌牛貸付事業実施規則(昭和42年島根県規則第11号)	第10条第2項
島根県収入証紙条例施行規則(昭和39年島根県規則第58号)	第11条第2号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第114号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則(平成10年島根県規則第95号)の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の3条を加える。

(電磁的記録による保存の方法)

第16条 条例第6条第1項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ (これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録

を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイル により保存する方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を 作成することができなければならない。

(電磁的記録による作成の方法)

第17条 条例第6条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によるものとする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第18条 条例第6条第3項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備 え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第115号

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農業大学校学則(昭和57年島根県規則第52号)の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第24条」に、「第26条 - 第29条」を「第25条 - 第28条」に、「第30条」を「第29条」に改める。 第2条の見出し及び同条表以外の部分中「課程」を「科」に改め、同条の表を次のように改める。

		科			専		攻	入 学 定 員	修業年限		
				野		菜					
-	ı ++			화 1N	**	IN	花		き	20.1	٥./٦
袁	芸	台	産	科	果		樹	30人	2 年		
					肉	用	牛				
森	林	管	理	科				10人	2 年		

第20条を削る。

第21条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条中「授業料」の次に「及び寄宿舎使用料(以下「授業料等」という。)」を加え、同条の表を次のように改める。

	授業料等	料等 減免区分			区分	ì	減	è	金	額				
+122	1 NIV drai			額	免	除	条例の定めるところにより納入すべ	き額に	目当する	額				
授	業	料	깍	安百	免	『 仝	条例の定めるところにより納入すべ	き額の	2分の1	に相当する額(その額に100				
			+	台共	无	陈	円未満の端数を生じたときは、これ	を切り持	舍てた額)				
			기시 호프 스		分 []	『 仝	条例の定めるところにより納入すべ	き額の	2分の1	に相当する額 (その額に100				
安 7	定金庙田	1 半3	+	干額		干		半額		小小	円未満の端数を生じたときは、これ	を切り持	舍てた額)
可 1	寄宿舎使用料	1 ጥተ	1 4	1110121		- [[个	条例の定めるところにより納入すべ	き額の	4分の1	に相当する額 (その額に100				
			4 分の 1 免除		519示	円未満の端数を生じたときは、これ	を切り持	舍てた額)					

第21条を第20条とする。

第22条中「授業料」を「授業料等」に改め、同条を第21条とする。

第23条中「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料減免申請書」を「授業料等減免申請書」に改め、同条を第22条とする。

第24条中「授業料減免申請書」を「授業料等減免申請書」に、「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料減免決定通知書」を「授業料等減免決定通知書」に改め、同条を第23条とする。

第25条第1項中「授業料」を「授業料等」に改め、同条第2項中「授業料減免取消通知書」を「授業料等減免取消通知書」に改め、同条を第24条とする。

第3章中第26条を第25条とし、第27条から第29条までを1条ずつ繰り上げる。

第4章中第30条を第29条とする。

様式第1号中

第	1	志	望	課程專	攻
第	2	志	望	課程專	攻
受!	験 選	択科	丨目		

を

 第 1 志望
 科
 專 攻

 第 2 志望
 科
 專 攻

に改める。

様式第2号及び様式第3号中「課程」を「科」に改める。

「課 様式第4号中 を「科」に改める。 程」

様式第5号から様式第7号までの規定中「課程」を「科」に改める。

様式第8号中「(第23条関係)」を「(第22条関係)」に、「授業料減免申請書」を「授業料等減免申請書」に、「課程」を「科」に、

'	過去の減免状況	有	•	無	

を

過去の減免状況	授	業	É	料	有	•	無	
過去の減免状況		宿 舎	使 用	料	有	•	無	
減免申請内容		授業	料 •	될	寄宿舎使用料			

号外第 101 号 **島 根 県 報** 平成17年10月25日 (7)

減免を希望する期	授	業	料	年	J	=	日~	年	月	日
間	寄宿	舎使用	料	年	J	╡	日~	年	月	B

に改める。

様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

様式第9号(第23条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

島根県立農業大学校

科 樣

島根県知事

EП

授 業 料 等 減 免 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった島根県立農業大学校授業料等の減免については、下記のとおり決定したので、島根県立農業大学校学則第23条の規定により通知します。

記

減免項目	減免区分	減 免 月 額	減免期間	減 免 総 額
授 業 料	全額免除半額免除	円	年 月 日から年 月 日まで	円
寄宿舎使用料	半額免除 4分の1免除	円	年 月 日から 年 月 日まで	Ħ

様式第10号(第24条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

島根県立農業大学校

科様

島根県知事

ED

授業料等減免取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した島根県立農業大学校授業料等の減免については、下記のとおり取り消したので、島根県立農業大学校学則第24条第2項の規定により通知します。

記

減免項目	減免区分	減免取消月額	減免取消期間	減免取消総額
授 業 料	全額免除半額免除	円	年 月 日から	円
寄宿舎使用料	半額免除 4分の1免除	円	年 月 日から 年 月 日まで	円

様式第11号中「(第29条関係)」を「(第28条関係)」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に養成部門に在籍している学生であって、施行日 以後も引き続き在籍するものは、施行日の前日において在籍しているこの規則による改正前の島根県立農業大学校学則 第2条に規定する課程に相当する科に在籍するものとする。

島根県立農業大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第116号

島根県立農業大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則

島根県立農業大学校奨学金貸与規則(昭和60年島根県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第6条中「大学校の長(以下「校長」という。)」を「校長」に改める。

様式第1号中「、課程」を削り、

г					. г			•
	課	程	専	攻		専	攻	
					を			に改める。
					٦			,

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第117号

島根県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

島根県漁港管理条例施行規則(昭和34年島根県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、国際航海に従事する船舟については、漁港漁場整備法施行規則(昭和26年農林省令第47号)第8条の2に規定する様式によらなければならない。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

教育委員会規則

島根県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに 公布する。

平成17年10月25日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第28号

島根県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年島根県条例第64号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項のうち、島根県教育委員会の所管に係るものについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(保存の適用範囲)

- 第3条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、次に掲げる規則の規定に基づく書面の保存とする。
 - (1) 島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成15年島根県教育委員会規則第5号) 第14条第1項各号
 - (2) 島根県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成12年島根県教育委員会規則 第1号)第14条各号

(電磁的記録による保存)

- 第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
 - (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ (これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 民間事業者等が、前項第1号又は第2号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成17年10月25日 印刷 平成17年10月25日 発行 発行者 島 根 県 発行所 松 江 市 殿 町 島 根 県 庁 中成17年10月25日 発行 発行 和 刷 松江市学園南 松陽印刷所